

医療安全に関する基本指針

患者に適切な医療を提供することと、その提供過程における安全確保は医療機関においても優先すべき責務である。

I 安全管理に関する基本的な考え方

竹口病院（以下「当院」という）は、患者が安心して誠実に良質な医療を受けられる環境を整備し各医療現場において安全かつ適切な医療を提供するため、次の3項目を主眼に置き、病院全体で安全管理体制の確立に取り組んでいく。

- ・医療事故を未然に防止するための、組織及び体制の整備を図る
- ・すべての職員の意識改革及び啓発を図る
- ・医療の質の向上を図ることで、安全で最良の医療を提供する

II 医療安全管理委員会等

安全管理のための基本的な考え方を達成するために、医療安全管理委員会及び下部組織であるセーフティマネジメント分科会・看護部医療安全チーム・患者サービスチームを置く。組織の運用についてはそれぞれ別に規程を設ける。

III 安全管理のための職員研修

医療に係る安全管理のための基本的な考え方及び具体的方策について、本院の職員に周知徹底を行い、個々の職員の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識向上を図る。そのために全職員を対象とした安全管理研修を年2回以上定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、研修実施内容について記録する。

IV 安全管理を目的とした方策

院内における医療の安全を確保するために必要な体制並びに医療事故（過誤）及びインシデントは、所定の報告用紙を用いて提出させる。セーフティマネジャーは、提出された報告書を分析、評価を行い、セーフティマネジメント分科会及び医療安全管理委員会等に報告して改善策を検討し検証する。

V 医療事故等発生時の対応

患者に何らかの事故等が発生した場合には、迅速かつ適切な臨床対応を行い、救命や回復に全力を注ぐとともに、患者や家族に十分な情報提供を行う。また、発生した事故情報の把握、原因究明、対応策及び再発防止策の検討を速やかに図るため、「医療安全管理マニュアル」に基づき、病院長、専任医療安全管理者、医療安全管理委員会に報告させる。いずれの場合でも報告はすべて診療録及び看護記録に基づき作成する。

VI 患者等に対する医療に関する基本指針の閲覧・相談への対応

本指針の基本的な考え方については、竹口病院のホームページ等に掲載するものとする。

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、医療安全管理室が相談担当窓口となり、当該部署へ対応を振り分け誠実に対応する。

VII その他医療安全の推進のために必要な基本方針

その他本院の医療安全管理体制における必要事項について下記のとおり定める。

医療安全推進のため、医療安全管理マニュアル及び改善策の見直しを継続して行い、改正内容については、職員への周知徹底を速やかに行う。

以上の I～VIIの項目に添って、「竹口病院 医療安全管理指針」の策定を行うものとする。